

平成 28 年 9 月

第 18 回尼崎市議会定例会議案

(3)

目 次

< 報告 >

報告第 2 号 専決処分について（平成 28 年度尼崎市一般会計補正予算（第 2 号））

< 予算 >

議案第 104 号 平成 28 年度尼崎市一般会計補正予算（第 3 号）

議案第 105 号 平成 28 年度尼崎市特別会計介護保険事業費補正予算（第 1 号）

< 条例 >

議案第 106 号 尼崎市公共調達基本条例について

議案第 107 号 尼崎市選挙公営条例の一部を改正する条例について

議案第 108 号 尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 109 号 尼崎市自治のまちづくり条例について

議案第 110 号 尼崎市立地区会館の設置及び管理に関する条例及び尼崎市指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例について

議案第 111 号 尼崎市住環境整備条例の一部を改正する条例について

< その他 >

議案第 112 号 工事請負契約について（（仮称）尼崎特別支援学校・複合施設建設工事）

議案第 113 号 工事請負契約について（（仮称）尼崎特別支援学校・複合施設建設工事のうち電気設備工事）

議案第 114 号 工事請負契約について（（仮称）尼崎特別支援学校・複合施設建設工事のうち機械設備工事）

議案第 115 号 事業契約について（市営武庫 3 住宅第 2 期（宮ノ北住宅）建替事業）

議案第 116 号 市道路線の変更について

- 議案第 1 1 7 号 平成 2 7 年度尼崎市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 議案第 1 1 8 号 物件の買入れについて(3 0 m はしご付消防自動車)
- 議案第 1 1 9 号 平成 2 7 年度尼崎市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 議案第 1 2 0 号 平成 2 7 年度尼崎市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

報 告

報告第2号

専決処分について

平成28年度尼崎市一般会計補正予算について、平成28年8月1日次のとおり専決処分したので、報告し、承認を求める。

平成28年9月12日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

平成28年度尼崎市一般会計補正予算（第2号）

平成28年度尼崎市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ56,400千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ210,589,532千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
65 繰越金		1	56,400	56,401
	05 繰越金	1	56,400	56,401
歳入合計		210,533,132	56,400	210,589,532

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
20 衛生費		14,346,058	56,400	14,402,458
	05 保健衛生費	7,073,455	56,400	7,129,855
歳出合計		210,533,132	56,400	210,589,532

(説 明)

B型肝炎の集団予防及び重篤化予防を目的に、予防接種事業を行うにあたり、急施を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をした。よって同条第3項の規定により、本案を提出する。

一 一般 會 計

予 算 說 明 書

(補 正 2 号)

報2-4

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳入

65 繰越金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
65 款 繰越金	1	56,400	56,401			
05 項 繰越金	1	56,400	56,401			
05 目 繰越金	1	56,400	56,401	繰越金	56,400	○ (企画財政局) 補正財源として前年度繰越金を補正

歳 出

20 衛生費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
20 款 衛生費	14,346,058	56,400	14,402,458	特定財源 0 一般財源 56,400			
05 項 保健衛生費	7,073,455	56,400	7,129,855	特定財源 0 一般財源 56,400			
15 目 予防接種費	990,895	56,400	1,047,295	一般財源 56,400	11 需用費 19,693		○ 予防接種事業費 (健康福祉局) B型肝炎の集団予防及び重篤化予防のための 予防接種事業実施に伴う補正
					12 役務費 103		
					13 委託料 35,616		
					20 扶助費 988		

予 算

議案第 1 0 4 号

平成 2 8 年度尼崎市一般会計補正予算（第 3 号）

平成 2 8 年度尼崎市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 , 0 1 3 , 8 5 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 1 1 , 6 0 3 , 3 8 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第 4 条 市債の変更は、「第 4 表市債補正」による。

平成 2 8 年 9 月 1 2 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
20 地方交付税		12,726,000	160,067	12,886,067
	05 地方交付税	12,726,000	160,067	12,886,067
30 分担金及び 負担金		1,604,904	47,174	1,557,730
	10 負担金	1,604,904	47,174	1,557,730
35 使用料及び 手数料		6,832,962	17,573	6,815,389
	05 使用料	6,439,627	17,573	6,422,054
40 国庫支出金		47,105,596	45,927	47,151,523
	05 国庫負担金	40,929,192	32,765	40,961,957
	10 国庫補助金	5,952,016	13,162	5,965,178
45 県支出金		11,939,185	34,451	11,973,636
	05 県負担金	8,765,759	16,382	8,782,141
	10 県補助金	2,076,810	18,069	2,094,879
55 寄付金		74,271	11,200	85,471
	05 寄付金	74,271	11,200	85,471
65 繰越金		56,401	213,554	269,955
	05 繰越金	56,401	213,554	269,955
70 諸収入		8,702,291	8,700	8,710,991
	30 雑収入	6,743,880	8,700	6,752,580
75 市債		24,661,000	604,700	25,265,700
	05 市債	24,661,000	604,700	25,265,700
歳入合計		210,589,532	1,013,852	211,603,384

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 総務費		18,915,594	257,072	19,172,666
	05 総務管理費	16,322,293	257,072	16,579,365
15 民生費		99,535,697	384,897	99,920,594
	05 社会福祉費	38,245,766	376,992	38,622,758
	10 児童福祉費	24,870,261	7,905	24,878,166
20 衛生費		14,402,458	336,721	14,739,179
	10 保健所費	990,451	336,721	1,327,172
40 土木費		22,970,329	7,500	22,977,829
	05 土木管理費	8,172,729	7,500	8,180,229
45 消防費		4,775,395	2,300	4,777,695
	05 消防費	4,775,395	2,300	4,777,695
50 教育費		20,283,722	25,362	20,309,084
	05 教育総務費	4,402,626	25,362	4,427,988
歳出合計		210,589,532	1,013,852	211,603,384

第2表 繰越明許費補正

(単位 千円)

追加

款	項	事業名	金額
10 総務費	05 総務管理費	本庁舎整備事業	490,222

第3表 債務負担行為補正

(単位 千円)

追加

事項	期間	限度額
阪急塚口サービスセンター移転事業	平成29年度	51,773
(仮称)保健福祉センター整備事業	平成29年度	926,388

第4表 市債補正

(単位 千円)

変更

起債の目的	補正前	補正後
サービスセンター整備事業費	限度額 3,700	限度額 73,200
保健福祉施設整備事業費	限度額 47,200	限度額 582,400

一 般 会 計

予 算 説 明 書

(補 正 3 号)

議104-6

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

20 地方交付税

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
20 款 地方交付税	12,726,000	160,067	12,886,067			
05 項 地方交付税	12,726,000	160,067	12,886,067			
05 目 地方交付税	12,726,000	160,067	12,886,067	地方交付税	160,067	○ (企画財政局) 補正財源として地方交付税を補正 160,067

歳 入

30 分担金及び負担金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
30 款 分担金及び負担金	1,604,904	△47,174	1,557,730			
10 項 負 担 金	1,604,904	△47,174	1,557,730			
15 目 民生費負担金	1,604,904	△47,174	1,557,730	児童福祉費 負担金	△47,174	○ (こども青少年本部事務局) 多子世帯等に係る保育料負担軽減制度の拡 充に伴う補正 △47,174

議104-8

歳 入

35 使用料及び手数料

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
35 款 使用料及び手数料	6,832,962	△17,573	6,815,389			
05 項 使 用 料	6,439,627	△17,573	6,422,054			
15 目 民生使用料	578,520	△15,165	563,355	保育所使用料	△15,165	○ (こども青少年本部事務局) 多子世帯等に係る保育料負担軽減制度の拡 充に伴う補正 △15,165
50 目 教育使用料	460,127	△2,408	457,719	幼稚園保育料	△2,408	○ (教育委員会事務局) 多子世帯等に係る保育料負担軽減制度の拡 充に伴う補正 △2,408

歳 入

40 国庫支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
40 款 国庫支出金	47,105,596	45,927	47,151,523			
05 項 国庫負担金	40,929,192	32,765	40,961,957			
15 目 民生費負担金	40,086,044	28,063	40,114,107	施設型給付 費負担金	27,312	○ (こども青少年本部事務局) 負担率 1/2 多子世帯等に係る保育料負担軽減制度の拡 充に伴う補正 27,312
				地域型保育 給付費負担 金	751	○ (こども青少年本部事務局) 負担率 1/2 多子世帯等に係る保育料負担軽減制度の拡 充に伴う補正 751
50 目 教育費負担金	676,190	4,702	680,892	施設型給付 費負担金	4,702	○ (教育委員会事務局) 負担率 1/2 多子世帯等に係る保育料負担軽減制度の拡 充に伴う補正 4,702

議104-10

歳 入

40 国庫支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
10 項 国庫補助金	5,952,016	13,162	5,965,178			
10 目 総務費補助金	57,481	10,000	67,481	社会保障・ 税番号制度 システム整備 費補助金	10,000	○ (総務局) 補助率 10/10 10,000 社会保障・税番号制度に係る団体内統合宛 名システム総合運用テストの実施に伴う補 正
50 目 教育費補助金	584,014	3,162	587,176	就園奨励援 助費補助金	3,162	○ (教育委員会事務局) 補助率 1/3 3,162 多子世帯等に係る保育料負担軽減制度の拡 充に伴う補正

歳 入

45 県支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
45 款 県支出金	11,939,185	34,451	11,973,636			
05 項 県負担金	8,765,759	16,382	8,782,141			
15 目 民生費負担金	8,309,825	14,031	8,323,856	施設型給付 費負担金	13,656	○ (こども青少年本部事務局) 負担率 1/4 多子世帯等に係る保育料負担軽減制度の拡 充に伴う補正 13,656
				地域型保育 給付費負担 金	375	○ (こども青少年本部事務局) 負担率 1/4 多子世帯等に係る保育料負担軽減制度の拡 充に伴う補正 375
50 目 教育費負担金	380,176	2,351	382,527	施設型給付 費負担金	2,351	○ (教育委員会事務局) 負担率 1/4 多子世帯等に係る保育料負担軽減制度の拡 充に伴う補正 2,351

議104-12

歳入

45 県支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
10 項 県補助金	2,076,810	18,069	2,094,879			
15 目 民生費補助金	1,927,548	12,668	1,940,216	児童福祉費 補助金	12,668	○ (こども青少年本部事務局) 補助率 10/10・1/2 多子世帯に係る保育料負担軽減制度の拡充 に伴う補正 12,668
50 目 教育費補助金	69,280	5,401	74,681	ひょうご多 子世帯保育 料軽減事業 費補助金	5,401	○ (教育委員会事務局) 補助率 10/10・1/2 多子世帯に係る保育料負担軽減制度の拡充 に伴う補正 5,401

歳 入

55 寄付金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
55 款 寄 付 金	74,271	11,200	85,471			
05 項 寄 付 金	74,271	11,200	85,471			
10 目 総務費寄付金	17,250	11,200	28,450	総務費寄付 金	11,200	○ (企画財政局) 寄付金の増に伴う補正 11,200

議104-14

歳入

65 繰越金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
65 款 繰 越 金	56,401	213,554	269,955			
05 項 繰 越 金	56,401	213,554	269,955			
05 目 繰 越 金	56,401	213,554	269,955	繰 越 金	213,554	○ (企画財政局) 補正財源として前年度繰越金を補正 213,554

歳 入

70 諸 収 入

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
70 款 諸 収 入	8,702,291	8,700	8,710,991			
30 項 雑 入	6,743,880	8,700	6,752,580			
20 目 雑 入	6,743,876	8,700	6,752,576	消防団員等 公務災害補 償等共済基 金収入	1,000	○ (消防局) 消防団員に係る安全装備品の整備に伴う補 正 1,000
				スポーツ振 興くじ助成 金	6,400	○ (都市整備局) スポーツ振興くじ助成金の交付決定に伴う 補正 6,400
				コミュニテ ィ助成事業 収入	1,300	○ (消防局) 地域防災組織に係る防災資機材の整備に伴 う補正 1,300

議104-16

歳 入
75 市 債

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
75 款 市 債	24,661,000	604,700	25,265,700			
05 項 市 債	24,661,000	604,700	25,265,700			
10 目 総務債	1,754,700	69,500	1,824,200	サービスセンター整備 事業債	69,500	○ (市民協働局) 阪急塚口サービスセンターの移転整備に伴 う補正 69,500
15 目 民生債	387,800	282,800	670,600	保健福祉施 設整備事業 債	282,800	○ (健康福祉局) (仮称) 保健福祉センターの整備に伴う補 正 282,800
20 目 衛生債	422,800	252,400	675,200	保健福祉施 設整備事業 債	252,400	○ (健康福祉局) (仮称) 保健福祉センターの整備に伴う補 正 252,400

歳 出

10 総務費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
10 款 総務費	18,915,594	257,072	19,172,666	特定財源 90,700 一般財源 166,372			
05 項 総務管理費	16,322,293	257,072	16,579,365	特定財源 90,700 一般財源 166,372			
05 目 一般管理費	9,131,685	10,000	9,141,685	国庫支出金 10,000	13 委託料	10,000	○ 電子計算関係事業費（総務局） 社会保障・税番号制度に係る団体内統合宛名 システム総合運用テストの実施に伴う補正 10,000
55 目 財産管理費	4,256,026	140,000	4,396,026	その他 5,000 一般財源 135,000	25 積立金	140,000	○ 財政調整基金積立金（企画財政局） 決算剰余金の2分の1相当額の積立に伴う補 正 135,000 ○ 公共施設整備基金積立金 5,000 城内地区の整備に向けた市制100周年記念 寄付金の積立に伴う補正
60 目 企画費	288,600	5,069	293,669	一般財源 5,069	13 委託料	5,000	○ 地域資源活用型まちづくり推進事業費（企画 財政局） 5,069
					14 使用料及び 賃借料	69	尼崎城の内部展示及び活用等に係る検討に伴 う補正

歳 出

15 民生費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
15 款 民生費	99,535,697	384,897	99,920,594	特定財源 275,223 一般財源 109,674			
05 項 社会福祉費	38,245,766	376,992	38,622,758	特定財源 282,800 一般財源 94,192			
05 目 社会福祉総 務費	22,286,361	376,992	22,663,353	市 債 282,800 一般財源 94,192	13 委 託 料	4,225	○ (仮称) 保健福祉センター整備事業費 (健康 福祉局) 376,992 (仮称) 保健福祉センターの整備に伴う補正
					15 工事請負費	372,767	

歳 出

20 衛生費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
20 款 衛生費	14,402,458	336,721	14,739,179	特定財源 252,400 一般財源 84,321			
10 項 保健所費	990,451	336,721	1,327,172	特定財源 252,400 一般財源 84,321			
05 目 保健所費	990,451	336,721	1,327,172	市債 252,400 一般財源 84,321	13 委託料	4,353	○ (仮称) 保健福祉センター整備事業費 (健康 福祉局) 336,721 (仮称) 保健福祉センターの整備に伴う補正
					15 工事請負費	332,368	

歳 出

45 消防費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
45 款 消 防 費	4,775,395	2,300	4,777,695	特定財源 2,300 一般財源 0			
05 項 消 防 費	4,775,395	2,300	4,777,695	特定財源 2,300 一般財源 0			
10 目 非常備消防 費	113,342	1,000	114,342	その他 1,000	11 需 用 費	1,000	○ 消防団活動事業費（消防局） 消防団員に係る安全装備品の整備に伴う補正 1,000
15 目 消防施設費	377,883	1,300	379,183	その他 1,300	18 備品購入費	1,300	○ 消防設備整備事業費（消防局） 地域防災組織に係る防災資機材の整備に伴う 補正 1,300

予算補正に伴う歳入歳出予算事項別明細書の変更

(参 考)

歳 出

変 更 前

変 更 後

15 民生費

15 民生費

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	財 源 内 訳	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	財 源 内 訳
15 款 民生費	99,535,697	特定財源 57,127,927 一般財源 42,407,770	15 款 民生費	99,535,697	384,897	99,920,594	特定財源 57,403,150 一般財源 42,517,444
10 項 児童福祉費	24,870,261	特定財源 15,868,329 一般財源 9,001,932	10 項 児童福祉費	24,870,261	7,905	24,878,166	特定財源 15,860,752 一般財源 9,017,414
05 目 児童福祉総務費	14,946,442	国庫支出金 6,583,165 県支出金 1,834,300 その他 280,694 一般財源 6,248,283	05 目 児童福祉総務費	14,946,442	-	14,946,442	国庫支出金 6,583,165 県支出金 1,836,243 その他 269,775 一般財源 6,257,259
20 目 保育所費	309,303	県支出金 763 その他 123,548 一般財源 184,992	20 目 保育所費	309,303	-	309,303	県支出金 1,518 その他 119,302 一般財源 188,483

(参 考)

歳 出

変 更 前

変 更 後

50 教 育 費

50 教 育 費

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	財 源 内 訳	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	財 源 内 訳
50 款 教育費	20,283,722	特定財源 7,968,657 一般財源 12,315,065	50 款 教育費	20,283,722	25,362	20,309,084	特定財源 7,981,865 一般財源 12,327,219
25 項 幼稚園費	749,967	特定財源 89,437 一般財源 660,530	25 項 幼稚園費	749,967	-	749,967	特定財源 87,234 一般財源 662,733
05 目 幼稚園費	749,967	国庫支出金 3,786 県支出金 4,986 その他 80,665 一般財源 660,530	05 目 幼稚園費	749,967	-	749,967	国庫支出金 3,786 県支出金 5,191 その他 78,257 一般財源 662,733

2 繰越明許費明細書

(単位 千円)

追 加

款	項	目	事業名	金額	繰越理由
10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費	本庁舎整備事業	490,222	耐震工法の調整等に日時を要し、事業の年度内完了が見込めないため

議104-28

3 債務負担行為で平成29年度以降にわたるものについての平成27年度末までの支出額及び平成28年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

追 加

事 項	限 度 額	平成27年度末までの 支 出 額		平成28年度以降の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			摘 要	
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源				
						国県支出金	市 債	その他		一般財源
阪急塚口サービスセンター 移 転 事 業	51,773			平成29年度まで	51,773		38,800		12,973	
(仮称)保健福祉センター 整 備 事 業	926,388			平成29年度まで	926,388		694,800		231,588	

4 市債の平成26年度末における現在高並びに平成27年度末及び平成28年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	平成26年度末現在高	平成27年度末 現在高見込額	平成28年度中増減見込み		平成28年度末 現在高見込額
			平成28年度中 起債見込額	平成28年度中 元金償還見込額	
普通債	149,811,911	149,360,296	17,406,800	16,420,405	150,346,691
土 木	55,516,724	50,277,338	6,492,600	6,717,085	50,052,853
教 育	40,649,011	48,361,299	6,059,000	4,028,655	50,391,644
市 営 住 宅	17,934,267	16,941,486	1,157,900	2,127,410	15,971,976
住 宅 資 金 貸 付	32,313	24,302	-	12,028	12,274
総 務	179,233	424,303	1,880,200	20,339	2,284,164
民 生	6,442,802	6,619,205	817,900	622,151	6,814,954
衛 生	20,734,234	19,142,667	686,100	1,606,636	18,222,131
労 働	1,400	1,000	-	400	600
商 工	225,997	150,945	-	26,826	124,119
消 防	2,550,925	2,299,063	313,100	356,378	2,255,785
企業会計等出資金	5,545,005	5,118,688	-	902,497	4,216,191
災 害 復 旧 債	12,080	15,033	-	452	14,581
土 木	9,800	13,200	-	-	13,200
その他公共施設等	2,280	1,833	-	452	1,381
そ の 他	96,109,358	99,294,125	8,904,600	7,418,775	100,779,950
減 税 補 て ん 債	3,904,378	3,344,866	-	568,190	2,776,676
臨 時 税 収 補 て ん 債	654,666	440,772	-	218,193	222,579
臨 時 財 政 対 策 債	73,922,551	79,287,252	8,904,600	5,094,837	83,097,015
退 職 手 当 債	13,280,148	12,260,150	-	1,151,025	11,109,125
減 収 補 て ん 債	4,347,615	3,961,085	-	386,530	3,574,555
合 計	245,933,349	248,669,454	26,311,400	23,839,632	251,141,222

議案第 105 号

平成 28 年度尼崎市特別会計介護保険事業費補正予算
(第 1 号)

平成 28 年度尼崎市の特別会計介護保険事業費補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 311,477 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 39,130,098 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 28 年 9 月 12 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
65 繰越金		1	311,477	311,478
	05 繰越金	1	311,477	311,478
歳入合計		38,818,621	311,477	39,130,098

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
60 諸支出金		19,146	311,477	330,623
	10 諸費	19,146	311,477	330,623
歳出合計		38,818,621	311,477	39,130,098

特 別 会 計

介 護 保 険 事 業 費 予 算 説 明 書

(補 正 1 号)

議105-4

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

65 繰越金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
65 款 繰越金	1	311,477	311,478			
05 項 繰越金	1	311,477	311,478			
05 目 繰越金	1	311,477	311,478	繰越金	311,477	○ (健康福祉局) 補正財源として前年度繰越金を補正 311,477

歳 出

60 諸支出金

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
60 款 諸支出金	19,146	311,477	330,623	特定財源 0 一般財源 311,477			
10 項 諸 費	19,146	311,477	330,623	特定財源 0 一般財源 311,477			
10 目 第1号被保 険者償還金 及び還付加 算金	19,146	311,477	330,623	一般財源 311,477	23 償還金、利 子及び割引 料	311,477	○ 国庫負担金等返還金（健康福祉局） 前年度分精算に伴う補正 311,477

条 例

議案第 106 号

尼崎市公共調達基本条例について

尼崎市公共調達基本条例を次のように制定する。

平成 28 年 9 月 12 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市公共調達基本条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条 - 第 5 条）

第 2 章 市内事業者の受注機会等の増大（第 6 条 - 第 8 条）

第 3 章 社会的課題の解決に資する取組の推進（第 9 条）

第 4 章 公共調達に係る業務に従事する労働者の適正な労働環境の確保（第 10 条 - 第 20 条）

第 5 章 公共調達に係る業務の適正な履行及びその質の確保（第 21 条 - 第 25 条）

第 6 章 雑則（第 26 条）

付則

第 1 章 総則

（この条例の目的）

第 1 条 この条例は、公共調達に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定め、市長等及び受注者等の責務を明らかにするとともに、公共調達に関する基本的な事項を定めることにより、これらに基づく公共調達に関する取組を推進し、もって地域経済の持続的な発展及び市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 公共調達 次に掲げる行為をいう。

ア 市が締結する契約で工事若しくは製造の請負、業務の委託又は物品の購入に係るもの（以下「請負等契約」という。）により、完成した物件の引渡し、役務の提供、物品の納品等を受けること。

イ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に市が設置する公の施設（以下「公の施設」という。）の管理の業務（以下「指定管理業務」という。）を行わせること。

(2) 市長等 市長（尼崎市教育委員会が、その管理する公の施設についてその指定管理者の指定（地方自治法第244条の2第3項の規定による公の施設に係る指定管理者の指定をいう。以下「指定処分」という。）を受けるべき者を選定し、及び指定処分を行う場合にあっては、尼崎市教育委員会を含む。）及び尼崎市水道事業管理者をいう。

(3) 受注者等 受注者（請負等契約を締結した事業者及び指定管理業務を行う指定管理者をいう。以下同じ。）及び下請負者等をいう。

(4) 下請負者等 第6号アに掲げる契約により同号アに規定する公共調達に係る業務の一部を請け負い、又は受託する事業者及び同号イに掲げる契約により労働者派遣（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第2条第1号に規定する労働者派遣をいう。）の役務の提供を行う事業者をいう。

(5) 市内事業者 本市の区域内に主たる事務所を有する事業者をいう。

(6) 下請等契約 次に掲げる契約をいう。

ア 下請の契約、再委託の契約その他これらに準ずる契約により、受注者その他市以外の事業者が第三者である事業者に対して公共調達に係る業務（請負等契約により当該受注者が履行すべき業務（以下「請負等業務」という。）又は指定管理業務をいう。以下同じ。）の一部を請け負わせ、又は委託することを内容とする契約

イ 労働者派遣法の規定により、自己の雇用する労働者を受注者その他市以外の事業者のために公共調達に係る業務に従事させることを内容とする契約

(7) 社会的課題の解決に資する取組 災害発生時における協力に関する

る協定の締結、環境保全のための活動、障害者の雇用その他の社会における各般の課題の解決に資する取組をいう。

(基本方針)

第3条 基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 市内事業者が請負等業務及び下請等契約に係る業務（これらの業務に付随する業務を含む。）を受注する機会並びに市内事業者が指定処分を受けるべき者として選定される機会を増大させること。
- (2) 公共調達を通じた社会的課題の解決に資する取組を推進すること。
- (3) 公共調達に係る業務に従事する労働者の適正な労働環境を確保すること。
- (4) 公共調達に係る業務の適正な履行及びその質を確保すること。

(市長等の責務)

第4条 市長等は、公共調達に係る契約及び選定（指定処分を受けるべき者の選定をいう。）の公正性、競争性及び透明性の確保を図りつつ、基本方針に基づく公共調達に関する取組を総合的に推進しなければならない。

(受注者等の責務)

第5条 受注者等は、公共調達に関係する法令等（市の条例、規則その他の規程を含む。）を遵守するとともに、基本方針に基づく公共調達に関する取組に協力しなければならない。

第2章 市内事業者の受注機会等の増大

第6条 市長等は、請負等業務の適正な履行に必要な専門的な知識又は技術を有する市内事業者が存しない場合その他特別の事情がある場合を除き、市内事業者に対し請負等業務を優先的に発注するよう努めるものとする。

第7条 前条に規定するもののほか、市長等は、経済的合理性に配慮しつつ、市内事業者が請負等業務を受注する機会及び市内事業者が指定処分を受けるべき者として選定される機会を増大させるよう努めるものとする。

第8条 受注者等は、下請等契約及び公共調達に係る業務の履行のため

に要する原材料の購入等の契約を市内事業者との間で締結するよう努めなければならない。

第3章 社会的課題の解決に資する取組の推進

第9条 市長等は、請負等契約の性質又は目的に応じて入札の参加に必要な資格を定める場合において社会的課題の解決に資する取組を行っている事業者を優遇するなど、公共調達を通じた社会的課題の解決に資する取組（市長が別に定めるものに限る。）を推進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 公共調達に係る業務に従事する労働者の適正な労働環境の確保

（適正な労働環境の確保）

第10条 市長等及び受注者等は、公共調達に係る業務に従事する労働者の雇用の安定、労働に係る安全その他の適正な労働環境の確保に努めるものとする。

（労働関係法令の遵守状況の報告等）

第11条 受注者（請負等契約のうち規則で定めるもの（以下「対象契約」という。）を締結した事業者及び指定管理業務を行う指定管理者に限る。以下「対象受注者」という。）は、規則で定めるところにより、労働関係法令（労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他の労働、雇用又は社会保険に関する法令をいう。以下同じ。）の遵守状況を市長等に報告しなければならない。

2 対象契約に係る下請負者等（当該対象契約が建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事に係るものである場合は、同条第5項に規定する下請負人に該当する事業者に限る。以下「対象契約下請負者等」という。）及び指定管理業務に係る下請負者等（規則で定めるものに限る。以下「対象指定管理業務下請負者等」という。）は、規則で定めるところにより、労働関係法令の遵守状況を、自己が締結した下請等契約に係る対象受注者に報告しなければならない。

3 対象受注者、対象契約下請負者等及び対象指定管理業務下請負者等（以下「対象受注者等」という。）は、前2項の規定による報告の内容（規則で定める事項に係るものに限る。）に変更があったときは、規則で定めるところにより、その旨を、対象受注者にあつては市長等に、対象契約下請負者等及び対象指定管理業務下請負者等にあつては自己が締結した下請等契約に係る対象受注者に届け出なければならない。

4 対象受注者は、第2項の規定による報告（以下「2項報告」という。）又は前項の規定による届出（対象受注者へのものに限る。以下「3項届出」という。）を受けたときは、規則で定めるところにより、その旨を市長等に報告しなければならない。

（労働関係法令の遵守状況の報告等に関する説明等の要求）

第12条 市長等は、必要があると認めるときは、対象受注者に対し、前条第1項若しくは第4項の規定による報告又は同条第3項の規定による届出（市長等へのものに限る。）の内容について必要な説明又は資料の提出（以下「説明等」という。）を求めることができる。

2 対象受注者は、前項の規定による説明等の要求（前条第4項の規定による報告の内容に係るものに限る。）を受けた場合において、必要があると認めるときは、当該報告に係る2項報告又は3項届出を行った対象契約下請負者等又は対象指定管理業務下請負者等（以下「対象下請負者等」という。）に対し、当該2項報告又は3項届出の内容について必要な説明等を求めることができる。

3 市長等は、前項の規定により対象受注者が対象下請負者等に説明等を求めることが適当でないとき認めるときは、直接当該対象下請負者等に対し、その2項報告又は3項届出の内容について必要な説明等を求めることができる。

（措置内容の報告）

第13条 対象受注者は、第11条第1項の規定による報告又は同条第3項の規定による届出を行う際労働関係法令（当該報告を行う場合は当該報告に係るもの、当該届出を行う場合は当該届出に係るものに限

る。)を遵守していないときは、速やかに、当該労働関係法令を遵守するために必要な措置を講じ、規則で定めるところにより、その講じた措置の内容を市長等に報告しなければならない。

2 前項の規定は、対象下請負者等が2項報告又は3項届出を行う際労働関係法令(当該2項報告を行う場合は当該2項報告に係るもの、当該3項届出を行う場合は当該3項届出に係るものに限る。)を遵守していない場合について準用する。

(措置内容の報告に関する説明等の要求)

第14条 第12条第1項の規定は、前条第1項の規定による報告について準用する。

2 第12条第1項の規定は、前条第2項において準用する同条第1項の規定による報告について準用する。この場合において、第12条第1項中「対象受注者」とあるのは、「対象下請負者等」と読み替えるものとする。

(労働関係法令の遵守に係る措置等の要求)

第15条 市長等は、対象受注者又は対象下請負者等が労働関係法令(対象受注者にあつては第11条第1項の規定による報告及び同条第3項の規定による届出(市長等へのものに限る。)に係るもの、対象下請負者等にあつては2項報告及び3項届出に係るものに限る。以下同じ。)を遵守していないと認めるときは、これらの者に対し、相当の期限を定めて、当該労働関係法令を遵守するために必要な措置を講ずるよう求めるとともに、その講じた措置の内容について報告を求めることができる。

(公表等)

第16条 市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する事実、当該事実に係る対象受注者又は対象下請負者等の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名)その他の規則で定める事項を公表することができる。

(1) 対象受注者が第11条第1項若しくは第4項又は第13条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

- (2) 対象下請負者等が第 11 条第 2 項又は第 13 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - (3) 対象受注者又は対象下請負者等が第 11 条第 3 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
 - (4) 対象受注者が、第 12 条第 1 項（第 14 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による説明等の要求に対し、これを拒み、又は虚偽の説明等をしたとき。
 - (5) 対象下請負者等が、第 12 条第 3 項又は第 14 条第 2 項において読み替えて準用する第 12 条第 1 項の規定による説明等の要求に対し、これを拒み、又は虚偽の説明等をしたとき。
 - (6) 対象受注者又は対象下請負者等が、前条の規定による報告の要求に対し、これを拒み、又は虚偽の報告をしたとき。
- 2 市長等は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る対象受注者又は対象下請負者等に当該公表をする旨及びその理由を通知するとともに、これらの者に弁明及び有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

（対象下請負者等への明示）

第 17 条 対象受注者等は、その履行すべき公共調達に係る業務の一部（対象受注者が指定管理者である場合は、当該対象受注者が行う指定管理業務のうち規則で定めるものに限る。）について、他の事業者に請け負わせ、若しくは委託し、又は労働者派遣法第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者に従事させようとするときは、その相手方に対し、あらかじめ、第 11 条第 2 項の規定による報告の義務があることその他市長が別に定める事項を明示しなければならない。

（対象労働者への明示）

第 18 条 対象受注者等は、その履行すべき公共調達に係る業務に従事する労働者（以下「対象労働者」という。）に対し、その従事する公共調達に係る業務の内容及び当該公共調達に係る業務における労働条件が第 11 条第 1 項又は第 2 項の規定による報告に係るものであるこ

とその他市長が別に定める事項を明示しなければならない。

(通報及び相談等)

第 19 条 対象労働者は、その従事する公共調達に係る業務を履行すべき対象受注者又は対象下請負者等が労働関係法令に違反していると思料するときは、その旨を市長等に通報することができる。

2 対象労働者は、その従事する公共調達に係る業務を履行すべき対象受注者又は対象下請負者等による労働関係法令の違反に係る疑義について市長等に相談することができる。

3 対象受注者等は、対象労働者が第 1 項の規定による通報又は前項の規定による相談を行ったことを理由として、当該対象労働者に対し解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

(関係機関への通報)

第 20 条 市長等は、対象受注者又は対象下請負者等が労働関係法令を遵守していないと思料する場合において、特に必要があると認めるときは、その旨を都道府県労働局長その他の関係機関に通報するものとする。

第 5 章 公共調達に係る業務の適正な履行及びその質の確保

(適正な予定価格等の設定)

第 21 条 市長等は、公共調達に係る業務の適正な履行及びその質を確保するため、合理的な積算等を基礎として、請負等業務にあつては適正な予定価格（最低制限価格を設定するものにあつては、最低制限価格を含む。）を、指定管理業務にあつてはその対価として支払うべき金額の適正な上限額を設定するものとする。

(履行内容の確認)

第 22 条 市長等は、公共調達に係る業務の適正な履行及びその質を確保するため、適宜その履行の内容を適切に確認するものとする。

(下請等契約の適正化)

第 23 条 受注者等は、下請等契約を締結するに当たっては、公共調達に係る業務の適正な履行及びその質並びに公共調達に係る業務に従事する労働者の適正な労働環境を確保するため、自己が当該下請等契約

の相手方と対等な立場にあることを認識し、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）その他の法令を遵守し、当該下請等契約の内容を適正なものとしなければならない。

（従前従事労働者の雇用）

第24条 受注者等は、その公共調達に係る業務（継続的に実施する必要がある業務として規則で定めるものに限る。以下この条において同じ。）を履行するに当たっては、当該公共調達に係る業務の適正な履行及びその質を確保し、並びに労働者の雇用の安定に配慮するため、従前から当該公共調達に係る業務に従事していた労働者で引き続き当該公共調達に係る業務に従事することを希望するものを雇用するよう努めなければならない。

（不正行為をした事業者等の排除）

第25条 市長等は、談合その他の不正行為をした事業者その他の受注者として適当でないと認められる事業者について、請負等契約に係る入札への参加を制限することその他の公共調達に係る業務の受注者にさせないために必要な措置を講ずるものとする。

第6章 雑則

（委任）

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4章（第10条を除く。）及び次項の規定は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

2 第4章（第10条を除く。）の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る対象契約及び同日以後に行われる公告で指定処分の申請に係るものに係る指定処分について適用する。

(説 明)

本市の公共調達に関する取組を総合的に推進するため、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第 107 号

尼崎市選挙公営条例の一部を改正する条例について

尼崎市選挙公営条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 28 年 9 月 12 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市選挙公営条例の一部を改正する条例

尼崎市選挙公営条例（平成 5 年尼崎市条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「（前条の）」の次に「規定による」を加え、同条第 2 号ア中「15,300 円」を「15,800 円」に改め、同号イ中「前条の」の次に「規定による」を加え、「7,350 円」を「7,560 円」に改める。

第 6 条の 4 中「前条の）」の次に「規定による」を加え、「7 円 30 銭」を「7 円 51 銭」に改める。

第 6 条の 5 中「7 円 30 銭」を「7 円 51 銭」に改める。

第 9 条中「前条の）」の次に「規定による」を加え、同条第 1 号中「26 円 73 銭」を「27 円 50 銭」に、「557,115 円」を「573,030 円」に改め、「金額（）」の次に「その金額に」を加え、「その端数は、1 円とする」を「これを 1 円に切り上げる」に改め、同条第 2 号中「510 円 48 銭」を「525 円 6 銭」に、「301,875 円」を「310,500 円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の尼崎市選挙公営条例第 4 条、第 6 条の 4、第 6 条の 5 及び第 9 条の規定は、この条例の施行の日以後にその期日が告示される尼崎市議会議員又は尼崎市長の選挙（以下「選挙」という。）について適用し、同日前にその期日が告示された選挙については、なお従前の例による。

(説 明)

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第194号）の施行に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 108 号

尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、
設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例に
ついて

尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び
運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 28 年 9 月 12 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、
設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例

尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び
運営の基準等を定める条例（平成 24 年尼崎市条例第 52 号）の一部を
次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「第 8 項」を「第 13 項」に改め、同条に次の 5 項を
加える。

- 9 指定居宅サービス事業者等（規則で定める事業のいずれかに該当する事業（以下「特定事業」という。）を行う者に限る。以下「特定指定居宅サービス事業者等」という。）は、リハビリテーションその他の機能訓練その他利用者に対して提供するサービス又はこれに付随するものとして、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当する営業（以下「特定風俗営業」という。）に係る遊技その他利用者の射幸心を過度にそそるおそれ又は利用者が過度に依存するおそれがある遊技（以下「対象遊技」という。）を、通常の日常生活の範囲内における行為と認められる時間として市長が別に定める時間を超えて利用者に提供してはならない。
- 10 特定指定居宅サービス事業者等は、対象遊技の結果に応じて疑似通貨（物品、金銭、役務その他の経済上の利益との交換手段としての機能を有するものをいう。）を利用者に提供してはならない。
- 11 特定指定居宅サービス事業者等は、正当な理由なく、省令第 16

条に規定する居宅サービス計画（規則で定める事業にあつては、規則で定める計画）において定められた回数、時間その他の数量等を超えて居宅サービス（対象遊技を提供するものに限る。）を提供してはならない。

12 特定指定居宅サービス事業者等は、その特定事業を行う事業所の施設（利用者が容易に見ることができる部分に限る。以下この項において同じ。）の外観若しくは内装、当該施設における設備若しくは備品の配置又は当該事業所におけるサービスの提供の方法について、賭博又は特定風俗営業を連想させるものとしてはならない。

13 特定指定居宅サービス事業者等は、その特定事業を行う事業所の名称及び当該事業所についての広告の内容について、賭博又は特定風俗営業を連想させるものとしてはならない。

第5条第2項中「規定は、」を「規定は」に、「について」を「（以下「指定介護予防サービス事業等」という。）について、同条第9項から第13項までの規定は指定介護予防サービス事業等（規則で定める事業のいずれかに該当する事業に限る。）について」に改める。

第10条第2項中「規定は、」を「規定は」に改め、「ついで」の次に「、同条第9項から第13項までの規定は当該事業（規則で定める事業のいずれかに該当する事業に限る。）について」を加える。

第13条第2項及び第14条第2項中「及び第6項」を「、第6項及び第9項から第13項まで」に改める。

第17条第2項中「第8項」を「第13項」に改める。

付 則

この条例は、平成28年11月1日から施行する。

（ 説 明 ）

賭博や風俗営業を連想させる介護保険サービスに対する規制を行うため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第109号

尼崎市自治のまちづくり条例について

尼崎市自治のまちづくり条例を次のように制定する。

平成28年9月12日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市自治のまちづくり条例

私たちのまち尼崎は、海、川と大地がもたらす豊かな実りを求めて、原始より人々が暮らし始め、中世にかけては海陸交通の要衝として、近世には阪神間唯一の城下町として、近代には日本有数の工業都市として発展してきた、古い歴史と現代に生きる活力を兼ね備えた誇り得るまちです。

まちの成り立ちを振り返ると、明治の町村制実施により発足した尼崎町、小田村、大庄村、立花村、武庫村及び園田村が原形となっています。大正5年には市制が敷かれ、その後、幾度かの合併を経て、昭和22年にほぼ現在の市域となりました。この6つの旧町村の流れを受け、現在もこの6地区における地域自治が本市における自治の基盤となっており、それぞれに地域性があります。また、まちの発展とともに、多様な文化、価値観等が育まれてきました。その一方で、近代化が進み、社会経済システムが発達してきたことに伴い、地域社会の一員としてまちづくりに関わろうとする意識や人々のつながりが希薄になってきました。

そのような中、阪神・淡路大震災の経験などを経て、私たちは改めて支え合いの大切さを知ることになりました。今後まちづくりを進めるに当たっては、自分たちの地域をより良くしていくための役割が私たち一人ひとりにあるという自覚とそれに基づく行動、地域コミュニティにおけるお互いの尊重と支え合い、市民等の参画と協働といった自治の力をさらに育てていく必要があるのではないのでしょうか。

今、改めて自治の力が必要とされています。

これまで先人たちによって培われてきたまちを引き継ぎ、さらに発展させていくためには、子どもも大人も、また、個人や団体にかかわらず、私たち一人ひとりの力がまちづくりに生かされなければなりません。と

もに学び、考え、それぞれの力を出し合い、誰もが希望と誇りを持って健やかに暮らしていくことができる尼崎を築いていきましょう。

こうした思いを共有し、将来にわたり自治のまちづくりを進めていくため、市制施行50周年に制定された尼崎市民憲章を礎として、市制施行100周年を機に、この条例を制定します。

(この条例の目的)

第1条 この条例は、本市における自治のまちづくりの基本理念を定め、市民等の権利及び責務並びに市長等及び尼崎市議会（以下「議会」という。）の責務を明らかにするとともに、自治のまちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、自治のまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治のまちづくり 自らの意思及び責任により、自らが生活し、又は活動している地域をはじめとして、本市を魅力的で暮らしやすいまちにしていく取組をいう。
- (2) 市民等 市民（本市の区域内に住所若しくは勤務場所を有し、又は本市の区域内に存する学校等に通学する者をいう。以下同じ。）、事業者及び市民活動団体等をいう。
- (3) 市長等 市長その他の市の執行機関をいう。
- (4) 事業者 本市の区域内で事業を営む個人及び法人その他の団体（市民活動団体等を除く。）をいう。
- (5) 市民活動団体等 本市の区域内において、公共の利益又は社会貢献を目的とした活動（以下「活動」という。）に取り組む個人及び法人その他の団体（営利を目的とするものを除く。）をいう。
- (6) シチズンシップ 社会を構成する一員として、より良い社会を創っていくために、一人ひとりが持つ当事者意識及び行動力をいう。
- (7) 地域コミュニティ 身近な地域における地縁又は共通の関心によってつながった連帯性を持つ地域社会をいう。

(基本理念)

第3条 自治のまちづくりは、次の各号に掲げる基本理念に基づき、たゆみなく推進されなければならない。

- (1) まちづくりに関する情報を共有すること。
- (2) まちづくりについて、知り、学び、及び関心を持つことにより、シチズンシップを高め、積極的にまちづくりに参画すること。
- (3) 協働（立場又は特性の異なる多様な主体が、目的及び課題を共有するとともに、お互いを尊重し、対等な立場に立って、適切な役割及び責任の分担の下で連携することをいう。以下同じ。）の取組によって、一の主体だけでは解決することができない課題を解決することができるなどの相乗効果を発揮すること。
- (4) 対話を重ねること及び合意に向けて努力を積み重ねることを、まちづくりへの参画及び協働によるまちづくりの基本とすること。

(市民等の権利及び責務)

第4条 市民等は、まちづくりの主体として、まちづくりに関する情報を得ることができるとともに、まちづくりに参画することができる。

- 2 市民等は、まちづくりの主体としての自覚を持ち、まちづくりに参画するに当たっては、他者を理解する姿勢を持つとともに、自己の発言及び行動に責任を持つものとする。
- 3 市民等は、協働によるまちづくりを行うに当たっては、相互理解を深め、それぞれの自発性及び自主性を尊重するものとする。
- 4 前各項の規定にかかわらず、子ども（市民のうち18歳未満のものをいう。）は、地域社会の一員として、年齢及び成長に応じて、第1項に規定する権利及び前2項に規定する責務を有するものとする。
- 5 第1項から第3項までに規定するもののほか、事業者は、地域社会の一員として、地域社会との調和を図り、まちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。

(市長等の責務)

第5条 市長等は、自治のまちづくりを支援するとともに、協働によるまちづくりを推進するものとする。

2 市長等は、それぞれの補助機関である職員が次の各号に掲げるとおり職務を遂行することができるよう人材の育成に取り組むとともに、自治のまちづくりを支援するための体制を整備するものとする。

- (1) 全体の奉仕者として中立公正な姿勢を持つこと。
- (2) 自治のまちづくりに携わる者としての自覚及び責任感を持つこと。
- (3) まちづくりに関して、知識を深め、及び技能を向上させるとともに、市民等の立場を理解し、柔軟な発想を持つこと。
- (4) 幅広い視野及び総合的な視点により自治のまちづくりを支援すること。

(議会の責務)

第6条 議会は、その役割を果たすことにより、自治のまちづくりに寄与するものとする。

(情報の発信)

第7条 市長等は、市民等の知る権利を尊重し、市政に関し市民等への説明責任を果たすこと及びまちづくりに有効に活用されることを目的として、尼崎市情報公開条例（平成16年尼崎市条例第47号）の規定により同条例第2条第2号に規定する公文書を開示するほか、市長等が保有する情報を、活用されやすい方法により発信するよう努めるものとする。

2 前項の規定による情報の発信は、市民等の立場を考慮し、効果的に行うものとする。

3 市長等は、第1項の規定による情報の発信を行おうとするときは、信頼される市政の実現のため、個人情報（尼崎市個人情報保護条例（平成16年尼崎市条例第48号）第2条第2号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を適正に管理するとともに、個人情報を保護するために必要な措置を講ずるものとする。

(まちづくりへの参画)

第8条 市長等は、多様な手法を用いて、市民等がまちづくりに参画する機会を設けるよう努めるものとする。

2 前項に規定するもののほか、市長等は、市政の運営に当たり、市民

等の意見又は提案が生かされるよう、市民等が市政に参画する機会を効果的に設けるよう努めるものとする。

- 3 市長等は、市民等のまちづくりへの参画を促進するため、市民等がまちづくりへの関心及びシチズンシップを高めることができる環境の整備に努めるものとする。

(地域コミュニティにおける取組)

第9条 市民等は、ともに暮らしやすい地域を創ることに取り組むため、地域コミュニティの一員としての自覚を持ち、互いに相手を思いやり、助け合う精神及び対話の姿勢を持つよう努めるものとする。

- 2 市民等及び市長等は、自治のまちづくりを進める上での地域コミュニティの重要性を認識し、地域コミュニティを育むために、次項から第5項までの規定による取組のほか、地域コミュニティにおける活動の活性化のための取組を行うよう努めるものとする。

- 3 市民及び事業者は、市民活動団体等の活動に参画するよう努めるものとする。

- 4 市民活動団体等は、市民、事業者及び他の市民活動団体等との連携を深め、それぞれが有する多様な能力が地域コミュニティにおいて発揮されるための取組を行うよう努めるものとする。

- 5 市長等は、市民等が前2項の規定による取組を自主的かつ主体的に行うことができるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(取組の推進)

第10条 市長等は、自治のまちづくりの推進に関して、その取組状況を踏まえ、必要な措置を講ずるものとする。

付 則

この条例は、平成28年10月8日から施行する。

(説明)

自治のまちづくりを推進するため、条例制定が必要であることから、

本案を提出する。

議案第 1 1 0 号

尼崎市立地区会館の設置及び管理に関する条例及び尼崎市指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例について

尼崎市立地区会館の設置及び管理に関する条例及び尼崎市指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 8 年 9 月 1 2 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市立地区会館の設置及び管理に関する条例及び尼崎市指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例

(尼崎市立地区会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 1 条 尼崎市立地区会館の設置及び管理に関する条例 (昭和 4 9 年尼崎市条例第 3 0 号) の一部を次のように改正する。

付則を付則第 1 項とし、同項に見出しとして「 (施行期日) 」を付し、付則に次の 3 項を加える。

(指定管理者の選定の特例等)

2 第 8 条及び第 9 条の規定にかかわらず、市長は、尼崎市立地区会館の設置及び管理に関する条例及び尼崎市指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例 (平成 2 8 年尼崎市条例第 号。以下「平成 2 8 年改正条例」という。) の施行の日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日までの間に限り、尼崎市立武庫地区会館、尼崎市立小田地区会館、尼崎市立園田地区会館、尼崎市立大庄地区会館又は尼崎市立立花地区会館 (以下「武庫地区会館等」という。) の管理について、平成 2 8 年改正条例の施行の際現に指定管理者として武庫地区会館等の管理を行っている者を、指定管理者の指定を受けべきものとして選定することができる。

3 市長は、前項の規定により選定する場合は、指定管理者の指定を受けようとする者に指定管理者指定申請書及び事業計画書その他規則で定める書類を提出させるものとする。

4 市長が付則第 2 項の規定により選定した者を指定管理者に指定した場合においては、第 1 0 条中「前条」とあるのは、「付則第 2

項」として、同条の規定を適用する。

(尼崎市指定管理者選定委員会条例の一部改正)

第 2 条 尼崎市指定管理者選定委員会条例 (平成 2 5 年尼崎市条例第 5 6 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 中第 2 項から第 6 項までを削り、第 7 項を第 2 項とし、第 8 項から第 2 8 項までを 5 項ずつ繰り上げ、同表備考中「第 8 項、第 1 0 項、第 1 8 項、第 1 9 項、第 2 2 項、第 2 3 項、第 2 5 項及び第 2 6 項」を「第 3 項、第 5 項、第 1 3 項、第 1 4 項、第 1 7 項、第 1 8 項、第 2 0 項及び第 2 1 項」に改める。

別表第 2 中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とし、第 4 項から第 1 6 項までを 1 項ずつ繰り上げ、同表備考中「第 2 項、第 4 項、第 9 項及び第 1 2 項から第 1 4 項」を「第 3 項、第 8 項及び第 1 1 項から第 1 3 項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

地区会館について、平成 3 0 年度末までの間、現指定管理者を新たな指定管理者として指定することができる施設とするため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 1 1 1 号

尼崎市住環境整備条例の一部を改正する条例について

尼崎市住環境整備条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 8 年 9 月 1 2 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市住環境整備条例の一部を改正する条例

尼崎市住環境整備条例（昭和 5 9 年尼崎市条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第 1 節 地区計画等の原案の作成手続（第 3 6 条 - 第 3 9 条）

第 2 節 住民参加の促進（第 4 0 条） を

第 3 節 建築協定の締結の促進（第 4 1 条） 」

「第 1 節 まちづくり活動団体（第 3 5 条の 2 - 第 3 5 条の 4 ）

第 2 節 地区計画等（第 3 5 条の 5 - 第 3 9 条） に

第 3 節 まちづくりルールの認定制度（第 4 0 条 - 第 4 0 条の 9 ）

第 4 節 建築協定の締結の促進（第 4 1 条） 」

改める。

第 7 章第 2 節を削る。

第 3 6 条の見出しを「（地区計画等の原案）」に改め、第 7 章第 1 節中同条の前に次の 1 条を加える。

（地区計画等に定めるべき事項の申出）

第 3 5 条の 5 登録まちづくり活動団体は、規則で定めるところにより、地区計画等に定めるべき事項を市長に申し出ることができる。

2 前項の規定による申出の内容は、次に掲げる要件に適合しているものでなければならない。

(1) 関係法令及び市の基本構想に整合していること。

(2) 当該申出に係る地区計画等の区域となるべき区域内の土地又は建物を所有する者の総意を反映していること。

第 7 章第 1 節の節名を次のように改める。

第 1 節 地区計画等

第7章中第1節を第2節とし、同節の前に次の1節を加える。

第1節 まちづくり活動団体

(まちづくり活動団体の登録等)

第35条の2 良好な住環境の形成及び保全のための活動を行うことを目的とする団体で規則で定める要件に適合するもの(以下「まちづくり活動団体」という。)は、規則で定めるところにより、市長の登録を受けることができる。

2 前項の登録(以下「団体登録」という。)を受けたまちづくり活動団体(以下「登録まちづくり活動団体」という。)は、規則で定める事項に変更があったとき又は団体登録を辞退しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(登録まちづくり活動団体の活動の状況の報告等)

第35条の3 登録まちづくり活動団体は、規則で定めるところにより、その活動の状況を市長に報告しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、登録まちづくり活動団体に対し、その活動の状況について報告を求めることができる。

3 市長は、第1項の規定による報告及び前項の規定による報告の要求に対する報告の内容を公表することができる。

(登録まちづくり活動団体の団体登録の取消し)

第35条の4 市長は、登録まちづくり活動団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その団体登録を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により団体登録を受けたとき。
- (2) 第35条の2第1項の規則で定める要件に適合しなくなったとき。
- (3) その目的に沿った活動をしていないと認められるとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、登録まちづくり活動団体として不適当と認められるとき。

第7章中第3節を第4節とし、同節の前に次の1節を加える。

第3節 まちづくりルールの認定制度

(まちづくりルールの認定)

第40条 登録まちづくり活動団体は、一定の土地の区域について、当

該区域における良好な住環境の形成及び保全を図るための方針等（以下「まちづくりルール」という。）を策定し、規則で定めるところにより、市長に対し、その認定を申請することができる。

2 まちづくりルールにおいては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 名称

(2) 当該まちづくりルールが適用される区域（以下「対象区域」という。）

(3) 良好な住環境の形成及び保全を図るための方針

(4) 対象区域内の土地又は建物に関する事項

(5) 土地の区画形質の変更、建築物の建築、工作物の建設その他対象区域の住環境に影響を及ぼすおそれがある行為のうち、第40条の5第2項の規定により第40条の3第1項に規定するまちづくり推進団体と協議すべきもの（以下「対象行為」という。）

3 まちづくりルールにおいては、前項各号に掲げるもののほか、同項第3号の方針に沿ったまちづくりに資する事項を定めることができる。

4 市長は、第1項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係るまちづくりルールが次の各号に掲げる要件に適合し、かつ、市長が適当と認めるときは、当該まちづくりルールの認定を行うものとする。

(1) 対象区域内の土地又は建物を所有し、又は占有する者（以下「対象住民等」という。）の意見が適切に反映されているものであると認められること。

(2) 対象区域の面積が5,000平方メートル以上であること。

(3) 関係法令及び市の都市計画その他の市の行政計画等と整合しており、かつ、他の次条第1項に規定する地区まちづくりルールに抵触しないこと。

5 市長は、まちづくりルールの内容、対象区域等の特性により必要があると認めるときは、前項第2号に掲げる要件を緩和することができる。

(まちづくり推進団体の認定)

第40条の2 前条第4項の規定による認定(以下「ルール認定」という。)を受けたまちづくりルール(以下「地区まちづくりルール」という。)に沿ったまちづくりを推進しようとする団体は、規則で定めるところにより、市長に対し、その認定を申請することができる。

2 市長は、前項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る団体が規則で定める要件に適合し、かつ、市長が適当と認めるときは、当該団体に対し、認定を行うものとする。

(地区まちづくりルールの変更等)

第40条の3 前条第2項の規定による認定(以下「団体認定」という。)を受けた団体(以下「まちづくり推進団体」という。)は、地区まちづくりルールの変更(規則で定める事項の変更を除く。以下「ルール変更」という。)をしたときは、規則で定めるところにより、市長に対し、当該ルール変更の認定を申請することができる。

2 第40条第4項の規定は前項の規定によるルール変更の認定の申請があった場合について、同条第5項の規定は当該申請に係るルール変更による変更後の地区まちづくりルールについて準用する。この場合において、同条第4項中「第1項」とあるのは「第40条の3第1項」と、「まちづくりルールが」とあるのは「ルール変更による変更後の地区まちづくりルールが」と、「まちづくりルールの」とあるのは「ルール変更の」と、同条第5項中「前項第2号」とあるのは「第40条の3第2項において準用する前項第2号」と読み替えるものとする。

3 まちづくり推進団体は、規則で定める事項に変更があったとき又は団体認定を辞退しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(地区まちづくりルールの遵守)

第40条の4 地区まちづくりルールに係る対象住民等は、当該地区まちづくりルールに沿ったまちづくりを行うよう努めるものとする。

(対象行為の届出等)

第40条の5 地区まちづくりルールの対象区域内において対象行為に該当する行為を行おうとする者（以下「対象行為事業者」という。）は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 対象行為事業者は、規則で定めるところにより、その対象行為に該当する行為について、当該対象行為に係る地区まちづくりルールに係るまちづくり推進団体と協議しなければならない。ただし、当該対象行為に該当する行為について当該まちづくり推進団体と協議することができないやむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

3 対象行為事業者は、前項の規定によりまちづくり推進団体と協議したときは、規則で定めるところにより、その協議の内容を市長に報告しなければならない。

4 第1項の規定による届出をした対象行為事業者は、その対象行為に該当する行為の内容の変更（規則で定める事項の変更に限る。以下「内容変更」という。）をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

5 第2項及び第3項の規定は、内容変更について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「第5項において準用する前項」と読み替えるものとする。

6 市長は、地区まちづくりルールの適正な運用を図るため必要があると認めるときは、当該地区まちづくりルールに係る対象行為事業者又はまちづくり推進団体に対し、必要な助言又は指導を行うことができる。

（まちづくり推進団体の活動の状況の報告等）

第40条の6 第35条の3の規定は、まちづくり推進団体について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項」とあるのは「第40条の6において準用する第1項」と、「前項」とあるのは「同条において準用する前項」と読み替えるものとする。

（ルール認定等の取消し）

第40条の7 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、地区まちづくりルールに係るルール認定を取り消すことができる。

(1) 登録まちづくり活動団体が、偽りその他不正の手段により、まちづくりルールを策定し、又は市長に当該まちづくりルールの認定を申請した場合において、そのルール認定があったとき。

(2) 当該地区まちづくりルールが第40条第4項各号に掲げる要件（同項第2号に掲げる要件にあっては、同条第5項の規定により緩和された場合は、その緩和後のもの）のいずれかに適合しなくなったとき。

(3) 第40条の3第3項の規定による届出（当該地区まちづくりルールに係るまちづくり推進団体に係る団体認定の辞退に係るものに限る。）があったとき。

(4) 次条（第3号を除く。）の規定により当該地区まちづくりルールに係るまちづくり推進団体に係る団体認定が取り消されたとき。

2 市長は、まちづくり推進団体が、偽りその他不正の手段により、地区まちづくりルールを変更し、又は市長にその変更の認定を申請した場合において、第40条の3第2項において読み替えて準用する第40条第4項の規定によるルール変更の認定（以下「変更認定」という。）があったときは、当該変更認定を取り消すことができる。

（団体認定の取消し）

第40条の8 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、まちづくり推進団体に係る団体認定を取り消すことができる。

(1) 当該まちづくり推進団体が偽りその他不正の手段により団体認定を受けたとき。

(2) 当該まちづくり推進団体が第40条の2第2項の規則で定める要件に適合しなくなったとき。

(3) 前条第1項（第3号及び第4号を除く。）の規定により当該まちづくり推進団体に係る地区まちづくりルールに係るルール認定が取り消されたとき。

(4) 当該まちづくり推進団体がその地区まちづくりルールに沿ったま

ちづくりを推進していないと認められるとき。

- (5) 前各号に掲げる場合のほか、まちづくり推進団体として不相当と認められるとき。

(公告)

第40条の9 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

- (1) ルール認定、変更認定又は団体認定があったとき。
- (2) 第40条の3第3項の規定による届出(規則で定める事項の変更に係るものを除く。)があったとき。
- (3) 第40条の7第1項の規定によるルール認定の取消し、同条第2項の規定による変更認定の取消し又は前条の規定による団体認定の取消しがあったとき。

第43条の見出しを「(登録まちづくり活動団体等に対する支援)」に改め、同条中「まちづくり協議会」を「登録まちづくり活動団体及びまちづくり推進団体」に、「助成をする」を「の助成その他の支援を行う」に改める。

第45条中「又は開発事業者」を「、開発事業者又は対象行為事業者」に、「指導を行う」を「指導する」に改め、同条第1号、第3号、第4号及び第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条に次の3号を加える。

- (7) 対象行為事業者が第40条の5第1項又は第4項の規定による届出を行わないとき。
- (8) 対象行為事業者が正当な理由なく第40条の5第2項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による協議を行わないとき。
- (9) 対象行為事業者が第40条の5第3項(同条第5項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による報告を行わないとき。

第45条の2の見出し中「延期又は停止」を「延期等」に改め、同条中「若しくは開発事業者」を「、開発事業者若しくは対象行為事業者」に、「若しくは開発事業又は」を「、開発事業若しくは対象行為に該当

する行為又は」に改める。

第45条の3第1項中「若しくは開発事業者」を「、開発事業者若しくは対象行為事業者」に改める。

第46条の見出しを「（大規模開発事業等の承継の届出）」に改め、同条中「又は第23条」を削り、「又は開発事業」を「、第23条の規定による届出に係る開発事業又は第40条の5第1項の規定による届出に係る行為」に、「承継後」を「規則で定めるところにより、」に改める。

第49条中「第45条」の次に「（第7号から第9号までを除く。）」を加える。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（ 説 明 ）

地区まちづくりルール制度を創設するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

その他

議案第 1 1 2 号

工事請負契約について

(仮称) 尼崎特別支援学校・複合施設建設工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 2 8 年 9 月 1 2 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- 1 契約の目的 (仮称) 尼崎特別支援学校・複合施設建設工事請負のため
- 2 契約の内容 工事場所 尼崎市東難波町 2 丁目 1 4 番 4 4 号
工事概要 建設工事
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 3 , 6 3 5 , 2 8 0 , 0 0 0 円
- 5 契約の相手方 神戸市中央区磯辺通 1 丁目 1 番 1 8 号
村本・三永共同企業体
代表者 村本建設株式会社神戸営業所
所長 具 足 雅 史

(説 明)

(仮称) 尼崎特別支援学校・複合施設建設工事を施行するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
建 築	<p>特別支援学校建設工事</p> <p>鉄筋コンクリート造り(一部鉄骨造り) 3階建て 1棟 敷地面積 8,034平方メートル 建築面積 4,483平方メートル 延べ面積 8,817平方メートル</p> <p>(主な諸室)</p> <p>普通教室、特別教室、プレイルーム、ADL室、PT室、自立活動室、スヌーズレン室、校長室、職員室、研修室、保健室、教育相談室、給食室、摂食指導室、屋内プール、体育館</p>
	<p>複合施設建設工事</p> <p>鉄筋コンクリート造り(一部鉄骨造り) 3階建て 1棟 敷地面積 4,005平方メートル 建築面積 1,905平方メートル 延べ面積 3,653平方メートル</p> <p>(主な諸室)</p> <p>展示コーナー、図書コーナー、にぎわいらウンジ、事務室、学習室、調理室、和室、練習室、公民館ホール、多目的ホール</p>
	<p>既存校舎等解体撤去工事(旧梅香小学校)</p> <p>校舎、体育館、給食室、外構ほか</p>
	<p>屋外工事</p> <p>通学バス通路、中庭、芝生広場、ごみ置き場、駐車場、花壇、植栽、門・囲障、排水、舗装工事ほか</p>

議案第 1 1 3 号

工事請負契約について

(仮称) 尼崎特別支援学校・複合施設建設工事のうち電気設備工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 2 8 年 9 月 1 2 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- 1 契約の目的 (仮称) 尼崎特別支援学校・複合施設建設工事のうち電気設備工事請負のため
- 2 契約の内容 工事場所 尼崎市東難波町 2 丁目 1 4 番 4 4 号
工事概要 電気設備工事
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 6 0 5 , 3 0 7 , 6 0 0 円
- 5 契約の相手方 尼崎市東海岸町 1 番地の 4 6

尼崎電機株式会社

代表取締役 宮 井 正 昭

(説 明)

(仮称) 尼崎特別支援学校・複合施設建設工事のうち電気設備工事を施行するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
電 気	電気設備工事
	受変電設備工事 一式
	幹線設備工事 一式
	動力・電灯設備工事 一式
	弱電設備工事 一式
	太陽光発電設備工事 一式
	屋外電気設備工事 一式

議案第 1 1 4 号

工事請負契約について

(仮称) 尼崎特別支援学校・複合施設建設工事のうち機械設備工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 2 8 年 9 月 1 2 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- 1 契約の目的 (仮称) 尼崎特別支援学校・複合施設建設工事のうち機械設備工事請負のため
- 2 契約の内容 工事場所 尼崎市東難波町 2 丁目 1 4 番 4 4 号
工事概要 機械設備工事
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 5 6 2 , 8 9 6 , 0 0 0 円
- 5 契約の相手方 尼崎市南初島町 1 0 番地 1 4 9
株式会社阪神設備工業所
代表取締役 岡 本 太 一

(説 明)

(仮称) 尼崎特別支援学校・複合施設建設工事のうち機械設備工事を施行するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
機 械	機械設備工事
	空調設備工事 一式
	換気設備工事 一式
	衛生器具設備工事 一式
	給水設備工事 一式
	排水設備工事 一式
	給湯設備工事 一式
	消火設備工事 一式

議案第 1 1 5 号

事業契約について

市営武庫 3 住宅第 2 期（宮ノ北住宅）建替事業の事業契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 2 8 年 9 月 1 2 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- 1 契約の目的 市営武庫 3 住宅第 2 期（宮ノ北住宅）建替事業の実施のため
- 2 契約の内容 事業場所 尼崎市西昆陽 3 丁目 3 2 番 1 号ほか
事業概要 市営宮ノ北住宅の建替（関連する公共施設の整備を含む）並びに入居者移転支援業務
- 3 契約の方法 一般競争入札（総合評価）
- 4 契約の金額 8 , 3 6 2 , 6 0 3 , 6 0 0 円
- 5 契約の期間 契約締結日から平成 3 3 年 5 月 3 1 日まで
- 6 契約の相手方 株式会社柄谷工務店、宮崎建設株式会社、株式会社トータルサプライ、株式会社市浦ハウジング & プランニング大阪支店、株式会社三弘建築事務所、株式会社アクロスコーポレイションを構成企業とするグループ

代表企業 尼崎市玄番南之町 4 番地

株式会社柄谷工務店

代表取締役 柄谷 順一郎

（ 説 明 ）

市営武庫 3 住宅第 2 期（宮ノ北住宅）建替事業を実施するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第 1 2 条の規定により、本案を提出する。

議案第 1 1 6 号

市道路線の変更について

市道路線を次のとおり変更するため、議決を求める。

平成 2 8 年 9 月 1 2 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 変更しようとする路線

路 線 名	旧 新 別	起 点
		終 点
常吉阪草ドンド藪穴原線	旧	常吉字阪草 1 3 - 9
		常吉字穴原 1 - 3 8
	新	武庫の里 1 丁目 4 2 1 - 1
		常吉 1 丁目 1 3 8
市 道 第 5 6 4 号 線	旧	上食満字永田 2 7 6 - 3 4
		猪名寺 2 丁目 4 0 9 - 3
	新	食満 2 丁目 3 0 6
		猪名寺 2 丁目 4 0 9 - 3

(説 明)

用地交換による権原取得に伴う路線

- ・ 変更路線 : 常吉阪草ドンド藪穴原線

道路用地の寄付採納に伴う路線

- ・ 変更路線 : 市道第 5 6 4 号線

以上の路線を変更するため、道路法第 8 条第 2 項 (同法第 1 0 条第 3 項の規定において準用する場合を含む。) の規定により、本案を提出する。

(参 考)

市道路線の変更図 (別紙 1)

市道路線の変更図 (別紙 2)

市道路線の変更図 (S = 1/1500)



市道路線の変更図 (S = 1 / 2500)



議案第 1 1 7 号

平成 2 7 年度尼崎市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分
について

平成 2 7 年度尼崎市下水道事業会計に係る未処分利益剰余金を次のと
おり処分するため、議決を求める。

平成 2 8 年 9 月 1 2 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1	当年度未処分利益剰余金	3 , 5 5 3 , 1 2 4 , 3 8 3 円
2	処 分 額	1 , 5 5 3 , 1 2 4 , 3 8 3 円
3	処 分 方 法	建設改良積立金の積立て

(説 明)

未処分利益剰余金を処分するため、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項
の規定により、本案を提出する。

議案第 1 1 8 号

物件の買入れについて

物件を次のとおり買入れするため、議決を求める。

平成 2 8 年 9 月 1 2 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- 1 買入れの目的 消防力を強化し、人命救助等の消防活動を迅速かつ的確に行うため
- 2 買入れの物件 3 0 m はしご付消防自動車 1 台
- 3 買入れの方法 随意契約
- 4 買入れの金額 1 9 6 , 6 6 8 , 0 0 0 円
- 5 買入れの相手方 三田市テクノパーク 2 番地の 3
株式会社モリタ 関西支店
支店長 合 田 努

(説 明)

3 0 m はしご付消防自動車を買入れするため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、本案を提出する。

議案第 1 1 9 号

平成 2 7 年度尼崎市水道事業会計未処分利益剰余金の処分に
ついて

平成 2 7 年度尼崎市水道事業会計に係る未処分利益剰余金を次のとお
り処分するため、議決を求める。

平成 2 8 年 9 月 1 2 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1	当年度未処分利益剰余金	2 , 6 3 5 , 0 2 5 , 5 9 8 円
2	処分方法及び処分数額	
(1)	建設改良積立金の積立て	8 8 3 , 7 4 0 , 8 3 4 円
(2)	資本金への組入れ	1 , 7 5 1 , 2 8 4 , 7 6 4 円

(説 明)

未処分利益剰余金を処分するため、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項
の規定により、本案を提出する。

議案第 1 2 0 号

平成 2 7 年度尼崎市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の
処分について

平成 2 7 年度尼崎市工業用水道事業会計に係る未処分利益剰余金を次
のとおり処分するため、議決を求める。

平成 2 8 年 9 月 1 2 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 当年度未処分利益剰余金	1 , 1 4 3 , 9 6 8 , 2 4 7 円
2 処分方法及び処分額	
(1) 建設改良積立金の積立て	4 0 9 , 2 8 6 , 3 6 7 円
(2) 資本金への組入れ	9 8 , 3 7 8 , 1 3 1 円

(説 明)

未処分利益剰余金を処分するため、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項
の規定により、本案を提出する。

